

## 奈良県告示第二百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十二月二十日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定納付受託者の名称  
株式会社ピアトウー
- 二 指定納付受託者の所在地  
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号 丸の内トラストタワー本館二十階
- 三 指定納付受託者の指定をした日  
令和六年十一月二十日
- 四 納付事務を行う歳入等  
クレジットカードを利用して納付するふるさと奈良県応援寄附金
- 五 納付事務を行う期間  
令和六年十二月二日から令和七年三月三十一日まで